

## 第89号議案

### 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第46条第3項を削る。

附則第8項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

（保育所に配置する職員の特例）

8 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。